

労働者性に関する争点を含む訴訟・労働審判等において、

- 昭和60年労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者性』の判断基準について」（以下「昭和60年報告」）の内容は参考とされているか。
- 昭和60年報告に沿った判断がされているか。判断されていない事例があるとすれば、どのような判断基準で判断されている事例があるか。

（以下は具体的事例を念頭にお伺いしたい）

- 司法による労働者性判断で重視されている判断要素は何か。（昭和60年報告等に掲載されていない要素を含む）
- 現場での労働実態（労働態様）と、契約上の働き方の内容のどちらが重視される傾向にあるか。
- 立証が難しい、司法における判断にばらつきがあるなど、対応に苦慮する要素はあるか。
- 特に労働者性の判断に関して課題が多いと考える業種・職種はあるか。
- 労働基準監督署等の行政による労働者性の判断に、法曹専門家として課題を感じている点はあるか。
- 使用者（または発注者）と就業者との紛争において、行政による労働者性判断と、司法による労働者性判断に違いがあった事例はあるか。
- 上記各点について、労働者性を争う具体的な個別的労働関係法（労働基準法、労災保険法、労働安全衛生法、労働契約法等）によって、様相が異なると考える部分はあるか。
- その他、労働者性判断において課題に感じている点など、御所見をお伺いしたい。